

静岡県告示第254号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域		
(1) 道路			(1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (新東名高速道路)	(1) 桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間 (トンネルの区間を除く。)	(略)	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (新東名高速道路)	(1) <u>神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間及び桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間</u> (トンネルの区間を除く。)	(略)
(2) (略)			(2) (略)		
(略)			(略)		
県道修	(略)		県道修	(略)	

善寺天 城湯ケ 島線	
------------------	--

善寺天 城湯ケ 島線		
<u>小山町 道上野 大御神 線</u>	<u>全区間</u>	<u>左記に指定す る区間の道路 から500メー トルの等距離 線の範囲内の 地域</u>
<u>小山町 道用沢 大御神 線</u>	<u>県道須走小 山線との交差 点から小山町 道上野大御神 線との接続点 までの区間</u>	<u>〃</u>

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(i) 道路

(i) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
(略)		
高速自 動車国 道第二 東海自 動車道 横浜名	(1) 桃園トン ネルから長 泉町と沼津 市との境界 までの区間 (トンネル	(略)

路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
(略)		
高速自 動車国 道第二 東海自 動車道 横浜名	(1) <u>神奈川県 境から小山 町と御殿場 市との境界 までの区間 及び桃園ト</u>	(略)

古屋線 (新東 名高速 道路)	の区間を除 く。)	
	(2) (略)	
(略)		

古屋線 (新東 名高速 道路)	ンネルから 長泉町と沼 津市との境 界までの区 間 (トンネ ルの区間を 除く。)	
	(2) (略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。